【記入例】

様式第1号(第7条関係)

有田川町ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書

OO年OO月OO日

有田川町長 様

 申請者
 住
 所
 有田川町大字下津野2018番地4

 氏
 名
 有田川
 太郎
 ⑩

 連絡先
 〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇
 〇〇〇一〇〇〇〇
 〇〇〇一〇〇〇〇

有田川町ブロック塀等撤去事業補助金の交付を受けたいので、有田川町ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

また、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、町長が関係機関へ調査すること及び当該調査に対し関係機関が回答することに同意します。

	ブ 新		ク 在	塀 等	が地	有田川町大字 下津野2018番地4
	補事	助業		対 内	象容	✓ ブロック塀等の全部撤去□ ブロック塀等の一部撤去
	補交		助申	請	金 額	上限100,000円 80,000円 (1,000円未満を切り捨て)
F						▼ 付近見取図
Ž	际付:	資料	こヺ	「エツ	ク	■ 配置図(敷地及び道路等に面しているプロック塀等の位置関係を示すもの)
Š	を示すもの) 「現況写真 (ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であること分かるもの) 「遊路等に面しているブロック塀等の高さ及び長さを示すもの」 「ブロック塀等点検表 (別表) 「事業計画書及び収支予算書 (様式第2号) 「見積書の写し」「「契約書 (様式第3号)」 「町税の完納証明書」「委任状 (代理人が申請事務を行う場合)」 この他町長が必要と認める書類					

記入例

様式第2号(第7条関係)

日中連絡のとれる電話番

事業計画書及び収支予算書

申請者 住所 有田郡有田川町〇〇〇〇

氏名 有田川 太郎 ⑩

○○年○○月○○日

号を記入して	電話番号 0000-000
<ブロック塀等の概	要>
1. 塀の所在地	有田川町大字〇〇〇〇
2. 塀の所有者住所	有田郡有田川町〇〇〇〇
3. 塀の所有者氏名	有田川 太郎
4. 塀の種類	補強コンクリートブロック造・石造・れんが造
	・その他()
5. 塀の寸法	・塀の高さ 1.8メートル・道路面から塀の高さ 1.2メートル・延長 3メートル
6. 前面道路の種類	・公道(国道・県道 町道)・その他
<事業計画>	
1. 事業の方法	 ・ブロック塀等の全部撤去(5.4 m²) ・基礎撤去あり(・コンクリート基礎・ブ・ロック基礎) ・基礎撤去なし ・ブロック塀等の一部撤去(m²) 撤去後の塀の高さ メートル 撤去後の道路面からの塀の高さ メートル
2. 事業を実施する	
所在地	有田郡有田川町○○○○ 事業者であること
名称	株式会社〇〇〇〇
電話番号	0000-00-0000
3. 工事期間(予定 (着手) 〇〇) 年○○月○○日から(完了) ○○年○○月○○日まで

記入例

フェンスの撤去費 等の補助対象外経 費を記入

4. 収支予算書

(1) 工事費内訳

	工種	金額(税込)
(A)	ブロック塀等の撤去費	70, 000円
補助	産業廃棄物運搬費	10,000円
対象	産業廃棄物処分費	10,000円
※ 経 費	仮設費	20, 000円
貝	諸経費	10, 000円
	小 計 (A)	120, 000円
(B) 補	フェンス撤去費	50, 000円
助対	仮設費	10, 000円
象 外	諸経費	5, 000円
経費	小 計 (B)	65, 000円
	工事費総額(A+B)	185, 000円

注意事項:補助の対象となる経費は道路等に面するブロック塀等の撤去費、産業 廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費となります。

(2) 資金計画

資金の内訳	金額(税込)
有田川町ブロック塀等撤去事業補助金	下記算出表⑤の金額 80,000円
自己資金	105, 000円
工事費総額 (A+B)	185, 000円

<補助金交付申請額算出表>

① 補助対象経費 (A)	② 補助率	③ 補助対象額 ③=①×②	④ 上限額	⑤ 交付申請額 ③と④のいずれか小さい金額 (千円未満切り捨て)
120, 000円	2/3	80, 000円	100,000円	80, 000円

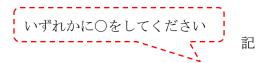
注意事項:補助金の交付決定額は、交付申請額と有田川町が定める標準工事費のいずれか小さい 金額となります。

【記入例】

様式第3号(第7条関係)

誓約書

有田川町ブロック塀等撤去事業について、私は、下記のとおり誓約いたします。



- 1. 撤去するブロック塀等は、私が(所有)・管理) するものです。
- 2. 撤去工事にあたり、トラブルが生じないよう近隣に説明等を行い、トラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 3. 撤去工事にあたり、産業廃棄物の適正な処分等を行います。
- 4. 撤去後、万が一、他の所有者や利害関係者等との間にトラブル等が生じた場合は、自身の責任で解決します。
- 5. 撤去後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令 を遵守します。
- 6. 法令、条例、補助金規則又は当該事業の補助金交付要綱等に違反したときは、補助金の交付の決定が取り消されること、及び補助金の返還をすることを了承します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 有田川町大字下津野2018番地4

氏 名 有田川 太郎

押印してください

【記入例】

別表(第3条関係)

ブロック塀等点検表

点検内容に該当しない場合 「×」を記入してください。

申 請 者 氏 名	有田川 太郎	
ブロック塀等の所在	有田川町大字下津野2018番地4	

以下の項目を点検した結果、下記の不適合を確認しましたので報告します。

✓ コンクリートブロック造 (不適合の場合は、「判定」欄に×印を記入)

点検項目		点検内容	
V	高さ	地盤から2.2m以下か。	X
	厚さ	塀の高さが2mを超える場合、塀の厚さは15cm以上か。	
	字 🖰	塀の高さが2m以下の場合、塀の厚さは10cm以上か。	
V	控え壁	塀の高さが $1.2m$ を超える場合、塀の長さ $3.4m$ 以下 ごとに塀の高さの $1/5$ 以上突出した控え壁があるか。	×
V	基礎	コンクリートの基礎があるか。	
V	傾き・ひび 割れ等	傾いていない、ひび割れがないか。人の力でぐらつかない。	×
✓	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔 以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、 横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	X
		塀の高さが 1.2 mを超える場合、基礎の根入れ深さは 30 c m以上か。	

□ レンガ造、石造その他組積造 (不適合の場合は、「判定」欄に×印を記入)

,	点検項目	点検内容		
	高さ	地盤から1.2m以下か。		
	厚さ	壁頂までの垂直距離の1/10以上あるか。		
	控え壁	塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した 控え壁があるか。		
	基礎	コンクリートの基礎があるか。		
	傾き・ひび 割れ等	傾いていない、ひび割れがないか。人の力でぐらつかない。		

【記入例】代理人が申請事務を行う場合

参考様式

委任状

私は、下記のものを代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

1. 委任事項

有田川町ブロック塀等撤去事業の手続きに関すること一式

【委 任 者】

住 所	有田川町大字下津野 2018 番地 4	
氏 名	有田川 太郎	印
連絡先	0737-52-2111	/[
		/

【代理人】

住 所	(〒643-0152)
又は所在地	有田川町大字中井原 136 番地
会 社 名	株式会社 有田川町 金屋庁舎
氏 名	金屋 次郎 印
連絡先	0737-32-3111

有田川町からの通知(補助金交付決定通知書など)の送付先は(委任者・ 代理者)にします。

どちらかに○をつけてください

押印してください

【記入例】申請者がブロック塀等の所有者でない場合

参考様式

同意書

有田川町ブロック塀等撤去事業について、私は、下記のとおり同意いたします。

ブロック塀等がある場所を記入してください

- 1. 有田川町大字 **清水 387 番地 1** のブロック塀等を所有しており、その撤去について同意します。
- 2. 有田川 太郎 氏 が当該事業を実施することについて同意します。

,----, 申請者の名前を記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 有田川町大字清水387番地1

 氏
 名
 清水
 花子
 印

押印してください

【記入例】基礎を撤去することで擁壁の強度が弱くなる可能性がある場合

参考様式

OO年OO月OO日

有田川町長 中山 正隆 様

申請者 住 所 有田川町大字下津野 2018 番地 4

氏名 有田川 太郎

連絡先 0737-52-2111

残 置 申 出 書

押印してください

有田川町ブロック塀等撤去事業補助金にかかるブロック塀等の撤去工事について、下記理由により残置したいので申し出ます。

記

1. 残置する工作物

補助対象ブロック塀の基礎部

2. 残置理由

当該ブロック塀は石積み擁壁の上に設置されており、基礎部を撤去した場合、石積み擁壁の耐久度が弱くなる恐れがあるため。

3. 事業を実施する施工業者 (予定)

所在地 **有田川町大字中井原 136 番地**

名 称 株式会社 有田川町 金屋庁舎 金屋 次郎 日

電話番号 0737-32-3111

※事業計画書と同一業者であること